

医療看護訓練法案の成立

(アメリカ)

本年7月30日付朝日新聞夕刊に、連邦議会の上下両院本会議は、総額約20億ドルの歳出予算を伴う医療サービス・看護訓練法案に対するフォード大統領の拒否権について $\frac{2}{3}$ 以上の多数でこれを無効とした記事が報道されていた。

今年の一般教書・予算教書において、フォード大統領は「エネルギー関係のぞいて、新規に連邦支出を要する新たな政策は1976年まで全て見送るつもりである」旨を表明し、龍大な支出を伴う同法案を連邦の財政赤字を増加させるものとして、拒否権を発動したのであった。

大統領の拒否権を議会が無効としたことは、現在まで件数も少なく、それ自体ドラマチックな事件ではあるが、また同法案の成立に対する議会側の要望の強さがうかがわれるものでもある。

同法案は、法案成立までの経過の方が面白味があるものの、内容自体は保健関係マンパワー・プログラムに龍大な資金を投入するだけのもので、あまり面白味はない。それよりも同じ保健関係マンパワー法案ではあるが、6月7日に下院州際・対外通商委員会に提出された(HR 5546)の方が、医学生全体に卒業後の医療サービスの低劣な地域に勤務することを義務づける等、また義務を怠る者についての要件等々、面白いが、現在これについての審議が終了していないので、別の機会に紹介することにし、今回は前の法案の内容について若干紹介することにしよう。

ただし、資料の到着の関係で5月10日付のCongressional Quarterly Weekly Report 掲載分に限るので、大統領拒否権に発展するまでにいたっていない。

連邦議会の下院は、さる5月7日に合衆国の若干の地域における医師不足緩和を狙いとする案(HR 4114)および看護婦不足緩和を狙いとする案(HR4115)の一对の法案を通過させた。連邦看護訓練プログラムを拡充するためのHR4115と同じ内容の法案が、1月3日にフォード大統領の保留拒否によって拒否されている。

両案(HR 4114, HR 4115)とも、連邦保健関係マンパワー・プログラムについて総合的な改革を行なうものでもない。上下両院の協議会は、多くの論争を喚起した、さる1974年の基本的な保健関係マンパワー法案に関して意見の一致をみることができなかった。

連邦議会の新会期にあたり、その構想を促進するために、基本的なマンパワー法案から切り離されて審議されたのがこの両案であり、2つの法案は5月7日に下院を通過したのである。

審議のさい、もし圧倒的な議会の支持にもかかわらず、フォード大統領が再び法案を拒否するならば、議会はその拒否権をのりこえて無効とする(override a veto)ことを約束しつつ、下院は384対17の票決をもってHR 4115(看護訓練プログラム)を通過させたのであった。

<看護訓練プログラム>

HR 4115が昨年と異なる内容部分は、看護訓練プログラムに昨年承認された予算よりも9,600万ドル削減の5億5,800万ドルを1976-78会計年度に支出することを承認する点が主なもので、その他は昨年とほぼ同じである。

つまり法案は看護婦を援助するための新規の2プログラムを規定している。これは通常医師によって提供されるような医療を介助できる就業実務看護婦 nurse practitioner になるため必要な技術および burn therapy 等の訓練を看護婦学校の生徒に習得させるのに連邦補助を規定するものである。連邦補助の内容は次のとおりである。

看護訓練予算

(単位100万ドル)

会計年度	1976	1977	1978
建築補助	20	20	20
建築関係補助	1	1	1
学生補助	50	55	60
財政赤字補助	5	5	5
特別事項補助	15	15	15
進歩的看護訓練補助	15	20	25
Nurse practitionerプログラム	15	20	25
訓練生補助	15	20	25
学生貸付	25	30	35
	161	186	211

これら2法案の成立によって、どこまで合衆国における医療サービスの不平等が補われるかはなお問題がある。

Congressional Quarterly Weekly Report, May 10, 1975.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

<保健サービス隊プログラム>

別の法案(HR 4114)も下院において5月7日にほとんど反対もなく通過した。これは国家保健サービス隊(National Health Service Corps)プログラムを改革し、医療サービス提供の低劣な地域に医師をおくことをより強化するものである。

これは下院通過時には、1975会計年度には国家保健サービス隊に1,600万ドルを、1976会計年度には3,000万ドルを提供することを規定した。国家保健サービス隊については別に法規定がある。これは保健関係職員、とくに医師を医療事情の悪い地域にも派遣することを目的とし、医学生に対するスカラシップ、ローン等の特別規定を設け、それをうける者は卒業後の任地を義務づけられる(国家保健サービス隊に入り、HEW長官の指定する地域に勤務する)等を規定するものである。

